

群馬県立県民健康科学大学教育研究審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人教育研究審議会規程第9条の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会議の開会)

第3条 教育研究審議会は、毎月定例日に開会する。

2 前項のほか、学長が必要と認めた場合には、随時開会することができる。

(事務)

第4条 教育研究審議会の事務は、事務局総務会計係で処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の議事の手続その他運営上の必要事項は、教育研究審議会の議を経て議長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。